

設計上の労務費割増分の増額に 関する取組みについて

(既報告事項と取組みの現状)

平成27年 6月 3日

東京電力株式会社



東京電力

目的外使用・複製禁止 東京電力株式会社

1 これまでの取組み (既報告事項)

○設計上の労務費割増分の増額

- 2013年11月8日『福島第一原子力発電所の緊急安全対策』の一環として、「敷地内作業に適用する設計上の労務費割増分の増額」を公表。
 - ・施策の目的: 福島第一原子力発電所の厳しい環境の中で働く作業員の賃金改善を通じてモチベーションの向上を図る。
 - ・施策の内容: 当社の設計段階で労務費割増分を増額し、請負金に反映させることにより、作業員の賃金改善を図る。

取引先への働きかけ①

- 本施策が有効に機能するための施策について、元請各社へ説明するとともに、施策徹底の要請を以下のとおり実施。
 - 本施策の趣旨説明会を開催
(2013年11月11日,25日,12月4日,18日[本店],12月26日[Jヴィレッジ])。
 - 本施策の趣旨について資材部長名義の文書を発信 (2013年11月29日)。
 - 社長から直接の要請(2013年12月20日),
定例会議の場であらためて要請 (2014年 1月16日)。
- 労務費割増分の増額を作業員の賃金に反映させるための施策(行き渡る施策)やその検証方法の検討・進捗状況について、主要元請各社(34社)に対し、報告を依頼(2014年1月24日)。



東京電力

目的外使用・複製禁止 東京電力株式会社

これまでの取組み（既報告事項）

取引先への働きかけ②

■元請各社(当初は、対象企業31社からスタート)から報告を受けた行き渡る施策やその検証方法について、実効性確認作業の実施に先立ち、次のような視点から、元請会社へ事前ヒアリングを実施。(2014年4月8日～)

- ①当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明が、元請から下請、更に末次の下請に至まで確実に行われ、その記録を確認できること。
- ②当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明が、雇用主と作業員間で確実に行われその記録を確認できること。
- ③行き渡る施策が、元請から末次の下請に至まで確実に機能していることを確認できること。
- ④行き渡る施策が、作業員の賃金改善面で確実に機能していることを確認できること。
- ⑤行き渡る施策が確実に実施されたことの結果報告が可能であること。
- ⑥増額が、作業員の賃金改善に確実に反映されていること検証できること。



これまでの取組み（既報告事項）

<参考> 有効に機能するための当社側の措置

具体的な施策は次のとおり

- ①「見積にあたっての留意事項」を改訂
 - ・敷地内作業における装備等の違いにより異なる当社設計上の割増額を明記
- ②契約の「付帯条件」を改訂
 - ・適切な賃金が労働者に確実に行き渡るための施策の立案・実行、施策内容および検証結果の報告を要請
 - ・元請会社との相互協力のもと、労働環境等に差し支えがあると認められる場合には当社は必要な措置をとることができる旨を明記
 - ・末次の下請会社までを網羅した施工体系図の提出を要請
- ③当社の協力
 - ・契約毎の労務費割増分の増額による影響額など、元請会社が本施策を履行するにあたって有用な情報を元請会社へ提供



取組み状況(一部既報告事項)

元請各社における施策の確認状況

- ・対象の元請企業は65社。うち62社の施策確認が終了(H27.5月末時点)。
- ・残る3社は、労働組合と交渉中(1社)、新規取引先(2社)で今後対応(ただし、新規取引先2社は、現場作業がH27/12以降のため施策確認予定は現時点では未定)

実効性の確認作業(進め方)

- ①実効性の確認は、当社が元請に支払い、元請から当該工事に携わる全企業に対し支払が完了した件名を対象に実施。(支払状況については、毎月調査)
- ②元請各社の現場事務所に伺い、事前ヒアリングで確認した施策を各種資料で調査。当該件名の末次企業1～2社をサンプル抽出し、その事業主にもご同席いただく。なお、具体的な確認資料は次のとおり。
 - ・当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明記録(議事録等)。
 - ・元請から末次の企業に至るまで、行き渡る施策が確実に機能していることを確認できる書類(施工体制図・階層毎の注文書・仕様書・契約書等)。
 - ・作業員の賃金改善が確実に機能していることが確認できる資料(労働条件通知書や賃金台帳等支払書類)。



実効性の確認作業の進捗状況(一部既報告事項)

【進捗状況】

- ・H27.5末までの報告に基づく確認作業可能57社全社で実施済み。
(シート4における62社との差は、H26.3～4時点で作業終了以降発注見込みなし(4社)、あるいは現在契約金額が未確定(1社)によるもの)

【確認状況】

- ①作業員への説明は、説明会等の開催記録等で確認
 - ・当社配布資料を活用しての説明
 - ・毎月開催される各元請単位での安全衛生協議会等で繰り返し説明
- ②各企業間(元請ー1次下請ー2次下請等)における契約書や発注書等で増分を明示
- ③作業員への手当の設定方法は次のとおり
 - ・工事件名毎に、割増増分額を設計人数or実績人数で案分し設定
 - ・一定額を設定(作業エリアに応じて複数設定というケース含む)
- ④作業員本人の合意署名がある労働条件通知書や賃金台帳等により、賃金の改善状況を確認。
- ⑤支払開始時期は、作業開始時期に遡っての支給や、ある年月(例:H26.4)からの支給等、企業により違いがあるも、いずれも作業員に説明のうえ支給。



4. 今後の確認作業に向けて(1/3)

(1) 実効性確認作業の継続(2巡目)

- 労務費割増に対するアンケートは昨年初めて実施。一定の成果はあったと認識。
- アンケートでは、「賃金割増や新規手当について説明を受けた」との回答(全体の70.8%)のうち、
 - ①33.3%の方が「割増の時期がまだ来ていない」
 - ②1.9%の方が「割増される時期を過ぎても説明通りの割増がない」と回答。継続した確認が必要。

(2) これまでの実効性確認作業を通して明らかになった課題

- 進捗管理(日程調整)等が不十分
- 契約内容・企業規模を問わず一律に実施
- 特に安全推進協議会非加盟企業における確認作業の効率化が課題
 - ・安全推進協議会非加盟企業17社のうち9社は直営作業(下請を使わず)
 - ・安全推進協議会非加盟企業では、1次下請に現場を熟知している同加盟企業(=元請として実績のある工事会社)を採用するケースが多い。そのため2次下請以降に対する割増施策は、1次下請の施策に基づく実態にある。



4. 今後の確認作業に向けて(2/3)

(3) 具体的方策

① 進捗管理

- 事務局にて月々の実施スケジュール(〇〇月××件…)を作成のうえ、各担当者と調整のうえ管理
- 進捗の思わしくない元請企業に対しては、事務局も一緒に対応

② 確認作業の効率化

- a. 安全推進協議会加盟企業は作業員が多いことから、確認作業は必須かつ優先的に実施(ただし、下記(ア)～(ウ)のケースを除く)
 - (ア) H27年度契約が前年度と同一の場合
 - ・直営作業(=下請を使わない)の場合
 - ・契約が1件名のみで下請企業も前年度契約と同一である場合
 - (イ) 契約内容や施工体系図等から、割増額が100万円以下の工事(現場作業が短期間や少人数と思われる工事)
 - (ウ) 施工体系図から、1次下請会社が元請にもなり得る工事会社である契約件名の場合



4. 今後の確認作業に向けて(3/3)

②確認作業の効率化(前シート続き)

- b. 安全推進協議会非加盟企業は、以下より原則として確認作業の対象外
- ・直営作業の元請が多い(9社/17社)
 - ・1次下請会社に、元請にもなり得る工事会社を活用している場合が多い
- *ただし、大型件名は個別判断とする等、契約台帳や施工体系図を基に、必要に応じて実施。
- c. その他
- 取引先対応は上記を基本とするも、以下においてもフォローを実施。
- ・上記に係わらずアンケートは全作業員に配布
 - ・アンケートにおける自由記入欄等への対応はこれまでと同様に実施
 - ・アンケートだけでなく、資材相談窓口でも引き続き対応

(参考)作業員数(前回アンケート配布時)

	作業員数	割合
安推協加盟	6,567	97.7%
安推協非加盟	152	2.3%
合計	6,719	100.0%

以上

